

## 丸亀市建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は市が施行する建設工事（以下「工事」という。）に係る工事成績の評定について、必要な事項を定め、公平かつ的確な評定を行うことにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は原則として設計金額が130万円を超える工事について行うものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は評定を省略することができる。

- (1) 災害復旧等の応急工事もしくは緊急工事で比較的工期の短いもの。
- (2) 修繕工事等で監督職員の現場指示を要しないもの。

(評定者)

第3条 評定者は次の区分により定める。各評定者は兼ねることができない。

- (1) 工事のうち、市長又は総務部長が指定し、総務部庶務課が行う検査（以下「指定検査」という。）

当該工事の監督職員、管理職員及び庶務課検査職員

- (2) 指定工事以外の工事施行主管課が行う工事

当該工事の監督職員、管理職員及び検査職員

2 第1項に規定する監督職員及び検査職員は、丸亀市建設工事検査規程（平成17年訓令第69号）に規定する職員とし、管理職員は担当長、副課長又は課長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して、公正かつ公平に行う。

2 工事成績評定表は、様式第1によるものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、被評定工事の竣工確認後、すみやかに行う。

(評定結果の通知等)

第6条 市長は評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第2により通知する。

(評定の修正等)

第7条 市長は前条により評定の結果を通知した後、評定を修正することが適当と認める場合は評定を修正し、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第3により通知する。

2 評定を修正することが適当と認める場合とは、竣工検査完了後において、目的物の引渡しを受けた後、契約不適合責任期間中に受注者の契約不適合が判明し、この契約不適合の修正を行う場合をいうものとする。

3 第2項に規定する契約不適合責任期間及び契約不適合は、丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）に規定するものとする。

（説明の請求等）

第8条 前2条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。）以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を受けることができる。

2 市長は前項の説明を求められたときは、当該評定者が様式4による説明書を作成し、すみやかに回答する。

附 則

本要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から適用する。